

第31回懸賞金付き定期預金とうぎん キキ&ララ 運だめし 取 扱 要 項

1. 発売期間

2024年12月1日（日）～2025年4月10日（木）

2. 抽選日・抽選場所

2025年11月7日（金）に東北銀行本店にて抽選を行ないます。

3. 当選番号の発表

当選番号は抽選日の翌営業日以降に店頭で当選番号表を掲示します。

4. 預金利息の支払方法

店頭表示金利によって計算し、満期日に支払います。

5. 懸賞抽選権

(1) 預入金額10万円につき1本の懸賞抽選権（抽選番号）を付与します。

(2) 懸賞抽選権（抽選番号）は、10,000番から39,999番までの3万本を1組とします。

※自動継続の第30回懸賞金付き定期預金「運だめし」は、自動的に第31回懸賞金付き定期預金「とうぎん キキ&ララ 運だめし」へ継続となります。

6. 懸賞について

証書記載または通帳記載の抽選番号が当選したときは、懸賞を下記の通り支払いまたは発送します。

(1) 懸賞金

普通定期預金の場合、満期日以後にこの預金およびお利息とともにお支払いします。自動継続定期預金（通帳式・総合口座）の場合、満期日（継続日）にお利息の受取口座に入金します。

懸賞金は課税扱い（源泉分離課税20.315%）となります。

(2) 懸賞品

普通定期預金、自動継続定期預金については、満期日以後、満期日の翌月までに賞品を届出住所宛に発送します。

懸賞品は課税されますが、税金は当行が負担し税引後のお渡しとなります。

送料は商品代金に含まれます。

7. 懸賞の内訳

懸賞抽選権 1 ユニット（3万口）あたりの懸賞金・懸賞品の内訳は下記の通りです。

※懸賞金は定期預金 1 口（10万円）あたりの金額で表示しています。

※なお、1 口あたりの懸賞金は5万円を上限といたします。

等級	懸賞金・懸賞品	当選本数
いちばん星（各組共通下 5 桁）	50,000 円	1 本
ふたご星（各組共通下 5 桁）	50,000 円	1 本
にばん星（各組共通下 4 桁）	10,000 円	3 本
さんばん星（各組共通下 4 桁）	3,000 円	15 本
きらきら星（各組共通下 3 桁）	1,000 円	60 本
流れ星記念賞（各組共通下 4 桁）	税引後 6 千円相当	3 本
合計		83 本

8. 期限前解約

この預金は期限前解約ができません。やむをえず期限前に解約する場合は、懸賞抽選権および当選された場合の当選権は失効となります。

以上

2024年12月1日現在

懸賞金付き定期預金規定

この預金はこの規定および「第31回懸賞金付き定期預金とうぎん キキ&ララ 運だめし取扱要項」（以下「取扱要項」といいます。）により取扱います。

1. （懸賞抽選権）

この預金には預入金額10万円につき1本の懸賞抽選権を付与します。その抽選番号は、証書記載および通帳記載のとおりとします。

2. （預金の支払時期）

この預金は、証書記載または通帳記載の満期日以後に支払います。

3. （利 息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率または通帳記載の利率によって計算し、次により支払います。

① 普通定期預金については、証書または通帳記載の満期日以後にこの預金とともに支払います。

② 自動継続定期預金については、通帳記載の満期日に支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金は満期日の前には解約できません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて解約する場合には、利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6カ月未満…解約日における普通預金利率

② 6カ月以上1年未満…預入日（または継続日）におけるスーパー定期の「6カ月」店頭表示利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. （懸賞）

(1) 証書記載または通帳記載の抽選番号が当選したときは、取扱要項記載の等級に応じた懸賞を次により支払いまたは発送します。

① 懸賞金

- ・普通定期預金については、満期日以後にこの預金および利息とともに支払います。
- ・自動継続定期預金については、満期日に利息とともに支払います。

② 懸賞品

- ・普通定期預金、自動継続定期預金については、満期日以後、満期日の翌月までに賞品を届出住所宛に発送します。

(2) この預金は満期日の前には解約できません。当行がやむを得ないものと認めて解約する場合は、懸賞抽選権および当選された場合の当選権は失効となります。

(3) 自動継続定期預金については、継続日に新たな抽選番号を付与し自動継続します。

5. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および証書、通帳、懸賞抽選権または懸賞金および懸賞品は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

(3) この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力は懸賞抽選権または懸賞に及ぶものとして取扱います。

6. (準 用)

本件の定期預金事務取扱以外の事項については、自由金利型定期預金（M型）規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定に準じて取扱います。

以 上